

第2章 生活福祉課業務

寒川町を所管する福祉事務所（社会福祉法第14条）として、次の事務を行いました。

1 生活保護

生活保護制度は、「日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮する程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的」（生活保護法（以下「法」という）第1条）とした、社会保障の根幹を担う最後のセーフティネットです。

平成20年秋以降の世界同時不況による雇用情勢の悪化等による経済状況等の低迷を反映して、被保護世帯・人員数とも著しく増加しましたが、平成22年頃からその伸びは鈍化し、平成25年頃からはほぼ横ばい状態でした。しかし、近年は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、生活保護世帯・人員数が増加傾向となっています。

法の目的である最低生活の保障と自立の助長のために、当所では地区担当員（ケースワーカー）のほかに、就労支援員、子ども支援員、医療扶助支援員等を配置して、就労支援、子どもの健全育成に対する支援、健康管理支援等の自立支援に力を入れてきました。

なお、子どもの学習支援・居場所づくり事業は、平成27年度から民間に委託して実施しています。

2 児童福祉

児童福祉法に基づき、母子生活支援施設及び助産施設入所に関する業務を行いました。また、児童相談所、町役場、警察等関係機関との連携により、児童福祉の向上に努めました。

3 女性保護

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、売春防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等に基づき、必要な支援等を行いました。

4 母子父子寡婦福祉

母子父子自立支援員を配置して、母子、父子及び寡婦家庭等の相談に応じるとともに、母子父子寡婦福祉資金貸付制度及び自立支援教育訓練給付金事業の窓口として支援等を行いました。

5 特別障害者手当等の認定

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別な介護を必要とする在宅の重度障害児者に対して、特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当の認定・支給事務を行いました。

1 生活保護

(1) 被保護世帯数・人数

扶助別被保護世帯数・人員

(令和7 (2025年) 3月)

扶助の種類		総 数	生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祀
区分	世帯数	503	411	424	29	140	441	0	11	2
寒川町	人 員	664	546	550	43	146	528	0	14	2

*総数は、停止中を含まない、現に保護を受けた世帯

(2) 保護の開始・廃止

ア 理由別開始世帯の状況

区分	総 数	世 带 主 の 傷 病	世 带 員 の 傷 病	要 介 護	働 い て い た 者 の 死 亡	働 い て い た 者 の 離 別 等	失 業		老 齢 に よ る 収 入 の 減 少	事 業 不 振 • 倒 産	そ の 他 の 働 き に よ る 収 入 の 減 少	社 会 保 障 給 付 金 の 減 少 • 貧 失	預 貯 金 の 減 少 • 貧 失	仕 送 り の 減 少 • 貧 失	ケ ー ル ス 移 管	そ の 他
							定 年	勤 務 先 都 合 (解 雇 等)								
寒川町	73	5	4	0	0	2	3	0	0	1	4	2	34	3	1	14

イ 理由別廃止世帯の状況

区分	総 数	世 带 主 の 傷 病 治 癒	世 带 員 傷 病 治 癒	死 亡	失 踪	働 き に よ る 収 入 増 加 • 取 得	働 き 手 の 転 入	社 会 保 障 給 付 金 の 増 加	仕 送 り 等 の 増 加	親 類 縁 者 等 の 引 取	施 設 入 所	医 療 費 の 他 法 負 担	ケ ー ル ス 移 管	そ の 他
寒川町	88	0	0	35	0	16	0	6	0	2	2	0	6	21

(3) 世帯類型別被保護世帯状況

(令和7年(2025年)3月)

区分 町名	総 数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯
寒川町	503	273	24	73	41	92

(4) 労働力類型別被保護世帯の状況

(令和7年(2025年)3月)

区分 町名	総 数 *停止世帯を 除く	稼働世帯				非稼働 世帯	
		世帯主が働いている世帯					
		常用	日雇	内職	その他		
寒川町	503	46	6	13	1	14	423

(5) 医療扶助

(令和7年(2025年)3月)

区分 町名	総 数 (人)	入院			入院外		
		精神	その他	計	精神	その他	計
寒川町	528	19	7	26	63	439	502

(6) 生活保護施設入所状況(人)(2025年3月31日時点の入居者)

区分 町名	寒川町
28 救護施設	2
更生施設	2

(7) 保護の開始廃止件数の推移

年度 区分	平成29	30	令和元	令和2	3	4	5	6
開始	67	71	77	76	69	67	72	73
廃止	67	68	76	47	60	75	77	88

(8) 保護世帯数等の推移(年度平均)

年度 区分	平成29	30	令和元	令和2	3	4	5	6
世帯数	483	486	486	497	522	520	513	508
人員	662	654	649	661	695	715	702	678
保護率	13.8	13.6	13.4	13.6	14.3	14.8	14.6	14.7

(9) 生活保護費の状況 (円)

区分	町名
生活扶助	318,897,330
住宅扶助	215,002,936
教育扶助	4,987,134
介護扶助	171,200
医療扶助	14,297,949
出産扶助	0
生業扶助	2,730,819
葬祭扶助	3,370,959
就労自立給付金	689,182
進学準備給付金	100,000
保護施設事務費 (委託費含む)	11,654,812
計	571,902,321

※診療報酬支払基金払いの医療費及び国民健康保険組合連合会支払いの介護費は含まれていない。

2 児童福祉

(1) 助産施設利用状況

町名	寒川町
利用件数	0

(2) 母子生活支援施設入所状況

町名	寒川町
利用件数	1

3 女性保護

(1) 女性相談員相談状況

相談主訴別取扱状況

区分 町名	人間関係				住宅問題	帰住地なし	経済問題	医療問題	その他の問題	計
	夫	子ども	親族	その他						
寒川町	47 (24)	2 (1)	12 (4)	1 (1)	3 (0)	0 (0)	15 (3)	0 (0)	0 (0)	80 (33)

※ () は電話相談再掲

(2) 相談後の処理状況

区分 町名	女性自立支援施設に入所	自就営職	結婚	家庭への送還	福祉事務所へ移送	談話支援センター・女性相談支援センターへ移送	・他府県の女性相談支援センターへ移送	その他関係機関・施設へ移送	助言導	その他の問題	計
寒川町	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	78 (33)	0 (0)	80 (33)

※ () は電話相談再掲

4 母子父子寡婦福祉

(1) 母子父子自立支援員相談指導結果

生活一般							児童				経済的支援・生活援護						その他				合計			
住宅	医療・健康	家庭紛争	就労	養育費	借金	その他	養育	教育	非行	就職	その他	母子福祉資金	寡婦福祉資金	公的年金	児童扶養手当	生活保護	税	その他	売店設置（法第25条）	たばこ販売（26条）	母子世帯向公営住宅（27条）	母子福祉施設の利用	母子生活支援施設（児童福祉法）	
3	0	45	29	0	0	2	2	7	0	0	0	74	0	0	0	16	0	1	0	0	0	1	0	180

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付件数

町名	寒川町
貸付件数	2

5 特別障害者手当等の認定

区分	手当の種類	障害児福祉手当	福祉手当（経過措置分）	特別障害者手当
寒川町	支給総額（年間）	5,525,590 円	187,340 円	11,051,800 円
	受給者数 (令和6年度実績報告)	30 名	0 名	31 名

「福祉行政報告例」